7　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

8　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第四項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

第一項第六号		第一項第七号	
教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）			
一時限	四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	一時限
教習			
四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）		ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）	四時限

6　前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、七時限）以上行うものとする。

7　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］

第一項第六号		第一項第七号	
一時限		三時限	
四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）		中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	七時限
教習にあっては、一時限			
一時限に			
減じた時限数）			
七時限		ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）	四時限に
教習にあっては四時限			
四時限に			
減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）			